



れを更に強化してゆくものと考えられている。

また、そのようなトレードシークレットをコンピューターを利用して盗み取るサイバーエスピナーズの事件が近年は多く、バイデン大統領はそのような行為に対する制裁を強化されている。更に、従業員が退職して他のライバル社へ転職したり、あるいは自分の企業を立ち上げる時に、契約書にトレードシークレットの持ち出しを禁ずる条項を入れることは当然として、不競争条項（non-compete 又は non-poach clause）を入れることが多い。しかし、その条項は、反面、従業員の流動化や労働力の活性化、そして企業の自由な経済活動の足かせになる問題がないのではないのでバイデン政権は、何らかのバランスが取れた法制を検討すると考えられている。日本企業も従業員によるトレードシークレットの流出を阻止する方策を考えないと日本の産業技術はどんどんアジア諸国へ流出し、日本の競争力は益々低下していくであろう。

一方、特許問題についてはトランプ政権そして米国特許商標庁は、コロナ対策として2020年の1年間に非常に積極的な臨時助成策を講じてきた。米国特許商標庁は、まず、3月中旬の段階から特許法の枠内で独自の対応を始めた。そしてトランプ政権は、3月終盤には CARES 法を制定し、約2兆ドル（207兆円）もの経済融資を小ビジネス体や法律事務所に対して行うとともに、米国特許商標庁長官に特許法と商標法の法定期限を弾力的に運用する権限を与えた。これにより米国特許商標庁は、出願人や発明者、更には代理人をコロナ禍の影響から保護する特別措置を毎月のように新しい随時実施して多角的に知財産業を保護する対応を行った。同時に、米国の中小企業庁は給与保護プログラムを実施し、小ビジネス体や法律事務所に対してローンを提供して経済面の援助をしてきた。こうした特別措置により、出願人や代理人の係属中の出願と、特許権、商標権が救われただけでなく、小ビジネス体等の経営もレイオフを行うことなく救われてきたといえる<sup>6)</sup>。このようなきめ細かい出願人保護対策は世界の特許庁にも影響を与えているようで、特に日本特許庁はほとんど同じ対策を逐次導入してきている。コロナ問題が続く限りこうした臨時措置は2021年も継続され、強化されていくであろう。

特許制度の抜本的改正についてはバイデン政権の4年間で必ず問題になると考えられるのは101条の特許適格性（特許事由）の法改正であろう。現行の101条の規定は、「いかなる新しくて有用なプロセス、機械、製造物そして組成物の発明や発見をした者は特許が得られる」と特許適格性（特許事由）を非常に広く定義している。そのため最高裁は1980年の Chakrabarty 判決<sup>7)</sup>で、「人類が太陽の下で作ったあらゆるものが特許になり得る……(anything under the Sun made by man ……)」と述べたほどである。

そして同時にその時のカーター大統領がプロパテント政策を打ち出して CAFC を1982年に設立し、その CAFC はビジネス方法にも特許を認めたため<sup>8)</sup>、パテントトロールがはびこり出した<sup>9)</sup>。ペーパー特許で有名な発明王レメルソン氏はプロパテントのため巨万の富を得ている。そこで特許制度の適正化政策が始まり、米国議会は1995年にウルグアイ協定を導入して公開制度を取り入れ、特許期間を出願日から20年とし、2011年には先願主義を主体とした AIA 特許法を導入した。そして最高裁は、行き過ぎたプロパテントを是正するため特許適格性の解釈を厳格にする Mayo 判決（2012）<sup>10)</sup> や Alice 判決（2014）<sup>11)</sup> 等を打ち出した。しかし、最近の CAFC はそれらの判決の運用で特許適格性を極端に絞り始め、従来の伝統的技術さえも特許適格性がないと判決し始めているので大きな問題になっている。そ

の例の1つがガレージドア制御の Chamberlain 判決<sup>12)</sup>で、もう1つが自動車車軸の American Axle 判決<sup>13)</sup>である。このように従来では当たり前のように認められてきた産業技術でさえ CAFC は特許適格性がないと判決している。このため CAFC のレーダー元チーフジャッジは、これではアメリカの特許は価値がなくなり、競争力が失われ、イノベーションが低減するので最高裁はこれらの判決の上告を受理して特許適格性の考え方を再整理すべきである<sup>14)</sup> という見解を公表している。

しかし、最高裁は近年は 101 条の特許適格性に係わる CAFC 判決の上告を受理しておらず、実際に上記 Chamberlain 判決の上告も 2020 年秋に拒否した。つまり最高裁は 101 条の特許適格性の問題は議会が 101 条を明確にするように改正すべき問題であり、もはや最高裁が条文解釈で判決出来る問題ではないということを間接的に示しているともいえる。議会もそれに気付いているせいか、2019 年夏に 101 条の改正案を公表すると述べていたが<sup>15)</sup>、改正賛成の産業（トロール特許に悩む情報産業）と改正に反対する産業（プロ特許を好む学界、バイオ・製薬関係）の対立が激しく、結局整合した改正案には至らず、その後の大統領選のために議員は忙殺されて流されて今日に至っている。よって、最高裁が今後、CAFC の 101 条判決（例えば上記の American Axle 判決等）の上告を受理して再検討しない限り、バイデン政権は議会で 4 年以内に 101 条を抜本的に改正する努力をしようと考えられている。

米国特許法の他の重要問題については 102 条の公表（publicly disclose）の問題があり、これは発明を公表してから 1 年以内に出願するとその間に先願があっても公表に特許が与えられるという先公表主義／先発明主義の考え方である。そのために、①「公表」のあり方<sup>16)</sup>や、②「公表の効力」<sup>17)</sup>が大きな問題になろう。この問題については 2017 年頃に法改正の提案があったが<sup>18)</sup>、その法案はその後の大統領選のためか立ち消えとなっている。しかし公表の効力は強大であるので再び提案される可能性が高いであろう。

いずれにせよ米国は先端技術の開発においては GAF A の発展に見られるようにまだまだ世界のドライビングフォースであるので、それを特許等の知財で如何に守ってゆくかがバイデン政権の非常に重要な課題であろう。そのためか、バイデン大統領は 1 月 25 日に、連邦政府機関はアメリカ製品を優先して購入するバイアメリカンという行政命令を出したのでこれがアメリカの製造業の復活にどの程度の効果をもたらすか非常に注目される。

この観点から最も気になるのは今日のアメリカ産業／労働者の最近の気質である。今日のアメリカは斬新なアイデアを生み出す力は未だに世界のリーダーであるかもしれないが、そのアイデアを具現化してゆく地道な中間産業／製造業には優秀な人材が集まらないので世界一と言えるか怪しくなっている。製品に必要な部品にしても、重要部品は日本製が非常に多く、その他は韓国製、中国製がほとんどで、製品の組み立てさえも海外依存度が高い。今日のアメリカで最も働くのは、企業のトップ 10%（ベゾス、ゲイツ、故ジョブズ等）の経営者層達で新しい産業を興している。そしてボトム 10%の移民アメリカ人もアメリカで生きる道を確認させるために必死で働く。しかし、その間の中間層はアメリカの栄光と豊かさを謳歌する者が多く、従ってトランプ前大統領を追随し、往年のように世界一働くとはいえなくなっている。この気質が元に戻るかが大きな課題である。それでもアメリカにおける知財の発達は衰えを見せず、特許出願は約 70 万件／年で未だに増加傾向にあり<sup>19)</sup>、日本も頭打ちであるも

